

令和8年度高松市立中学校第3子以降学校給食代替弁当対応者補助金について

高松市教育委員会保健体育課

多子世帯の子育てに対する経済的負担軽減を図るため、食物アレルギーや宗教上等の理由で学校給食の提供を受けることができない第3子以降の生徒において、学校給食の代替として保護者の皆様が弁当対応をする経費を補助します。

なお、「主食」「飲用牛乳」「おかず等」の区分において、いずれかを喫食し、弁当を持参している場合でも、その喫食した区分を除いた給食費相当分を補助いたします。

ただし、「飲用牛乳」のみを停止し、「主食」「おかず等」に代わる飲食物として、弁当を持参していない場合は本補助の対象となりません。

対象となる方は、下記の案内にしたがってお手続きをお願いします。補助の適用を受ける場合は、申請書の提出が 年度ごとに必要 となります。

当初（令和8年9月）から補助の適用を受ける場合の申請期限

★補助の適用を希望される場合は、下記の期日までに申請をお願いします。

令和8年9月30日（水）まで

補助の対象となる要件

以下の①から④を全て満たしている保護者が補助の対象となります。なお、補助の対象となるのは、扶養している子のうち、年齢が上から数えて3番目以降の子となります。

- ① 平成26(2014)年4月1日以前に生まれた子を3人以上扶養している。
- ② ①の子のうち、上から3番目以降の子が高松市立中学校に通学している。
- ③ ②の子が、学校給食の代替として弁当を学校に持参している。
- ④ 生活保護や就学援助制度等で学校給食費の支援を受けていない。（ただし、現在申請中である場合は、本補助申請も併せて申請いただきますよう、お願いします。）

◆無償化の対象となる生徒の例（※網掛けが無償化の対象、丸囲み数字が扶養している子の順）

	第1子	第2子	第3子	第4子	無償化の対象者
例1	大学生①	高校生②	中学生③	中学生④	第3子・第4子
例2	無職①	専門学生②	中学生③	私立中学生④	第3子
例3	就労者（扶養外）	高校生①	中学生②	中学生③	第4子
例4	アルバイト（扶養内）①	就労者（扶養外）	中学生②	中学生③	第4子

例3・例4のように、同居でも、子が就職している場合、就労者（扶養外）となります。

補助金の額

※学校に弁当を持参した回数×1食当たりの単価を補助いたします。

区分	1食当たりの単価
中学校	304円

※また、1食当たりの単価の内訳となる「主食」、「飲用牛乳」、「おかず等」のいずれかを喫食した場合は、上記の表の1食当たりの単価から下表の1食当たりの単価内訳の金額を減じた額を補助いたします。ただし、「飲用牛乳」のみを停止し、「主食」「おかず等」に代わる飲食物として、弁当を持参していない場合は本補助の対象となりません。

区分	1食当たりの単価内訳	
中学校	主食費	53円
	飲用牛乳費	53円
	おかず等費	198円

申請（手続き）の流れ

1 申請書受け取り

★申請書につきましては、下記URL【高松市ホームページ（保健体育課）】より、ダウンロードし、各自で印刷していただきますようお願いします。

なお、ダウンロード又は印刷ができない場合は、学校へお申し出ください。

高松市役所 保健体育課 学校給食

検索

(URL) <https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/kosodate/shouchugakkou/kyushoku/kyusyokutetuduki/benntouhojyo.html>



2 申請手続き

以下(1)から(3)を学校へご提出ください。

(1) 令和8年度高松市立中学校第3子以降学校給食代替弁当対応者補助金交付申請書請求書（兼同意書支払金口座振込依頼書）

→記入例（別紙、ホームページ参照）のとおり、記入してください。

(2) ※「子の扶養が確認できる書類」（次ページに説明あり）

→記入例（別紙、ホームページ参照）をご確認のうえ、ご準備ください。

(3) 振込口座の通帳やキャッシュカード等のコピー

→金融機関名支店名口座番号口座名義人が確認できるもの。

① 「令和8年度高松市立中学校第3子以降学校給食代替弁当対応者補助金交付申請書請求書（兼同意書支払金口座振込依頼書）」を世帯で1枚、必要事項を記入しご用意ください。

② 申請書に記載したお子さまのうち、令和8年度に高松市立中学校に在籍の子を除いた平成26年4月1日以前に生まれた子の※「子の扶養が確認できる書類」を申請書裏面の指定欄に貼り付けてください。

※「子の扶養が確認できる書類」について

1. 「マイナ保険証の資格情報」の画面を印刷したもの

（マイナポータルログイン後に「健康保険証」を選択し、表示された「資格情報」の画面を印刷したもの。または、画面上の「資格情報をPDFで保存」を選択してダウンロードした「医療保険の資格情報」（PDF）を保存し、印刷したもの。）

2. 健康保険の「資格確認書」（写し）

（マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない方に加入している医療保険者から交付されているもの、又は、マイナンバーカードでの受診等が困難な要配慮者からの申請により医療保険者から交付されているもの。）

★添付の際は、保険証記載の各種番号が見えないよう、マスキング（黒塗り等）をお願いします。

③ お手持ちの任意の封筒に申請書を入れ、のりづけにより封をしてください。

④ 封筒表面に第3子以降の対象となる子の学年氏名、保護者名及び「令和8年度第3子弁当対応者補助金申請書」を明記してください。

⑤ 申請期限をご確認の上、④で封筒表面に記入した子の通う学校に、申請書を入れた封筒を提出してください。

なお、以下に記載の保健体育課に郵送又は直接提出することも可能です。

③ 申請書受付

市教育委員会が学校経由又は郵送等で申請書を受理し、審査します。

④ 補助金対象者の交付決定

交付決定通知書を学校経由又は郵送で配付します。

⑤ 補助金額の決定

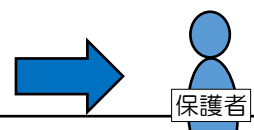
それぞれの学期終了後、学校に弁当持参回数を確認し、交付額確定通知書を学校経由又は郵送で配付します

⑥ 補助金の支給

2回に分けてお振込みします。

第2期（9月分から12月分）：2月末頃

第3期（1月分から3月分）：翌年度の5月末頃



【交付決定通知書】1回発行
該当のお子さんの氏名や補助金の対象期間をご確認ください。

【交付額確定通知書】2回発行
補助金の金額と振込時期をお知らせします。

随時申請（令和8年10月から）

補助の要件を満たしている場合は、速やかに申請書をご提出ください。

毎月15日（土日祝日の場合は直前の開庁日）までに受け付けた申請について、認定された場合は、要件を満たした日又は、当月1日のいずれか遅い日、15日（土日祝日の場合は直前の開庁日）を過ぎた場合は、翌月1日以降の補助の対象となります。

※ 例） 10月15日までの申請→10月1日から適用／10月16日以降の申請→11月1日から適用

※ 書面申請で学校等へ直接提出の場合は受付日、郵送でご提出の場合は消印日をもって受理日とみなします。

以下の例にあてはまる場合、要件を満たしていれば補助の対象となる可能性があります。

… 市外から転入してきた … 扶養する子が増えた

… 生活保護や就学援助を受けられなくなった

※申請に際して特別な事情やその他ご相談がある場合は、下記保健体育課までお問い合わせください。

決定通知

審査の結果を記載した決定通知書は、以下のとおり学校を通じて配付します。

○ 当初申請分：令和8年10月末頃に通知

○ 随時申請分：申請書提出から1か月程度（申請書に不備等が無かった場合）

年度途中に申請内容の変更が生じた場合

補助の決定を受けた後に、提出した申請書の内容に変更が生じた場合（扶養している子の人数に変更があった場合など）は、速やかに「高松市立中学校第3子以降学校給食代替弁当対応者補助金内容変更届」（ホームページよりダウンロードすることができます。）をご提出ください。ご不明点等ありましたら、下記、保健体育課までご連絡ください。

お問い合わせ先

高松市番町一丁目8番15号

高松市教育委員会保健体育課 学校給食総務係

電話 087-839-2657